第2 行政評価・監視結果

1 製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供等

(1) 製品事故情報の迅速かつ的確な収集

勧 告	図表番号
【制度の概要】	
(重大製品事故報告・公表制度)	
平成 18 年に社会問題となったガス瞬間湯沸器の不具合による一酸化炭素中毒死	図表 1-1
事故や家庭用シュレッダー事故等を背景として、同年、消費生活用製品安全法(昭	図表 1-2
和 48 年法律第 31 号。以下「製品安全法」という。)が改正され、19 年 5 月 14 日か	図表 1 - 3
ら施行された。この改正により、「重大製品事故報告・公表制度」が創設された。同	
制度は、消費生活用製品 (注1) の製造又は輸入の事業を行う者に対して、重大製品	
事故(注2)の主務大臣への報告を義務付けること、主務大臣が重大製品事故に係る	
情報を公表することなどを内容としている。	
(注1) 「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいい(製品安全法第2条第1項)、食品、自動車など他の法令で個別に安全規制が図られている製品(製品安全法の別表に掲げるもの)は、除外されている。 (注2) 「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)第5条で定める要件に該当するものをいう(製品安全法第2条第6項)。同施行令第5条で定める重大製品事故の要件は、①一般消費者の生命又は身体に対し、i)死亡、ii)30日以上の治療を要する負傷又は疾病、iii)消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第47号)第2条で定める後遺障害、iv)一酸化炭素中毒のいずれかの危害が発生したこと、②火災が発生したことのいずれかとされている。	
その後、平成 21 年に、消費者庁の設置に伴う製品安全法の改正が行われ、重大製	
品事故の報告先が「主務大臣 (経済産業大臣)」から「内閣総理大臣 (消費者庁長官)」	
に変更された。	
重大製品事故の報告に係る報告事項については、当該消費生活用製品の①名称及	
び型式、②事故の内容、③製造又は輸入した数量及び販売した数量とされている(製	
品安全法第35条第1項)。また、重大製品事故の報告の期限については、当該事業	
者が重大製品事故が生じたことを知った日から起算して10日以内とされている(消	
費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令第3条)。	
経済産業省は、「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請につい	図表 1-4
て」(平成19年4月9日付け平成19・04・09商局第1号経済産業省大臣官房商務流	図表 1-5
通審議官通知。以下「19 年審議官通知」という。)により、重大製品事故に該当し	図表 1 - 6
ない事故(以下「非重大製品事故」という。)等に関する情報を独立行政法人製品評	
価技術基盤機構(以下「機構」という。)に報告するよう関係団体等に対して要請し	

ている。平成21年9月1日に消費者庁が設置されたことに伴い、重大製品事故に関する情報は製品安全法の規定に基づき消費者庁に報告することとされたものの、経済産業省は、「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」(平成21年9月1日付け平成21・09・01商局第2号経済産業省大臣官房商務流通審議官通知)により、非重大製品事故に関する情報については引き続き事業者から機構に報告するよう関係団体等に対して要請している。また、機構において収集された非重大製品事故に関する情報は、消費者庁と経済産業省の情報共有と消費者事故情報の一元化の観点を踏まえ、機構から消費者庁及び経済産業省に通知することとしている。

機構は、製品安全法の規定に基づき消費者庁に報告された重大製品事故に関する情報と併せて、収集した全ての非重大製品事故に関する情報について、消費者庁、経済産業省及び機構の三者で定期的に安全対策の検討を行い、製品事故の再発防止、拡大防止及び未然防止に活用するとともに、原因究明を実施し、重大製品事故が発生していない状況であっても、原因究明の結果を踏まえ、技術基準の改正、事業者による製品のリコール(注)に結び付けている。

(注) 経済産業省が平成19年11月に作成し事業者等に提供している「消費生活用製品のリコールハンドブック2007」(以下「リコールハンドブック」という。)では、「リコール」とは、消費生活用製品による事故の発生及び拡大の可能性を最小限にするための事業者による対応をいい、具体的には、①消費者に対するリスクについての適切な情報提供、②類似事故未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起、③流通及び販売段階からの回収、④消費者の保有する製品の交換、改修(点検、修理、部品の交換等)又は引取りを実施することをいうとされている。

(消費者事故等の発生に関する情報の通知制度)

一方、平成21年9月1日に施行された消費者安全法(平成21年法律第50号)第12条第1項において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び独立行政法人国民生活センターの長は、重大事故等(注1)が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣(消費者庁長官)に対し、その旨及び当該重大事故等の概要等を通知しなければならないとされている。また、同条第2項において、消費者事故等(注2)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣(消費者庁長官)に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとされている。

(注1) 「重大事故等」とは、消費者安全法第2条第5項第1号に掲げる、消費者の生命又は身体 について被害が発生した事故のうち、その被害が重大であるものとして消費者安全法施行令 (平成21年政令第220号)第4条で定める要件(消費者の生命又は身体について①死亡、② 30日以上の治療を要する負傷又は疾病、③消費者安全法施行規則(平成21年内閣府令第48

図表 1 - 7 図表 1 - 8 号) 第5条で定める後遺障害、④一酸化炭素中毒のいずれかに該当する程度の被害が発生したこと。) に該当するもの等をいう(同法第2条第6項)。

(注2) 「消費者事故等」とは、事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について消費者安全法施行令第1条で定める程度の被害(①死亡、②1日以上の治療を要する負傷又は疾病、③一酸化炭素中毒)が発生したもの等をいう(消費者安全法第2条第5項)。

【調査結果】

ア 重大製品事故及び重大事故等の報告状況

重大製品事故報告・公表制度が開始された平成19年5月14日から22年3月31日までの間に、製品安全法の規定に基づき事業者から経済産業省又は消費者庁に報告された重大製品事故は計3,774件であり、これらのうち消費者庁が設置された21年9月1日以降に報告されたものは782件(20.7%)である。

これに対して、消費者安全法が施行された平成21年9月1日から22年3月31日までの間に、同法の規定に基づき関係機関から消費者庁に通知された製品に係る重大事故等は182件であり、同法の施行後間もないこともあり、必ずしも定着したとはいえない状況にある。

製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供を推進するためには、事業者による重大製品事故又は非重大製品事故の報告及び関係機関による製品に係る消費者事故等の発生に関する情報の通知が迅速に行われ、消費者庁が可能な限り迅速に情報を把握することが必要である。

今回、重大製品事故報告・公表制度が開始された平成 19 年 5 月 14 日から 21 年 6 月 30 日までの間に報告された 2,851 件の重大製品事故のうち、54 事業者の 81製品に係るもの316件を抽出し、事故発生日が確認できなかった 1 件を除く315 件について、事故発生日から報告日までの期間を調査した結果、事故発生日を含む 10 日以内に報告されているものが 159 件 (50.5%)、11 日以上要しているものが 156 件 (49.5%) みられた。

重大製品事故について、発生から事業者による報告までに要する期間を短縮させ、製品事故情報を可能な限り迅速かつ的確に公表することにより、製品事故の発生を防止する観点から、①重大製品事故の発生から事業者が事故を把握するまでの期間、②事業者が事故を把握してから報告を行うまでの期間をそれぞれ調査した結果、以下のような状況がみられた。

イ 事業者による重大製品事故の把握状況

今回調査した重大製品事故316件のうち、事故発生日又は事故把握日が確認できなかった2件を除く314件について、事故発生日から事故把握日までの期間を

図表 1 - 9

図表 1-10 図表 1-11

図表 1-12

調査した結果、事故発生日を含む 10 日以内に把握されているものが 268 件 (85.4%) ある一方、11 日以上要しているものが46件(14.6%) あった。

また、上記の重大製品事故314件のうち、重大製品事故の要件の一つである「火 災」(火災による死亡又は重傷を含む。)として報告されているものは 272 件 (86.6%) であり、これらのうち事業者が事故の発生を把握するまでに 11 日以上 要しているものが22件(7.0%)みられた。

図表 1-13

「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説~事業者 用ハンドブック~」では、製品安全法における「火災」とは、消防機関が火災と 確認したことを一つの判断基準とするとされている。このため、消防機関におい て製品事故が疑われる情報を把握した場合、当該情報を消防機関から事業者に速 やかに連絡すれば、事業者から消費者庁に対する重大製品事故の報告の迅速化に つながるものと考えられる。

図表 1-14

上記の 22 件について、消防機関が当該事故の発生を把握した日を調査した結 果、事業者が把握するよりも前に消防機関が把握していたものが21件(95.5%) みられた。これらについては、消防機関から事業者に対して当該事故の発生に関 する情報を速やかに連絡していれば、事業者から消費者庁に対する報告もより早 期に行うことができたものと考えられる。

図表 1-15

ウ 事業者による重大製品事故の報告状況

事業者は、重大製品事故の発生を知った日から起算して10日以内に消費者庁に 報告しなければならないが、その起算点は、重大製品事故の要件に該当すること を認識した時点であり、単に事故の発生の事実を把握した時点ではない。

事業者は、重大製品事故の要件のうち、①「火災」については、消防機関が火 │ 図表 1-16 災と確認した後、②「30 日以上の治療を要する負傷又は疾病」については、「消 費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説〜事業者用ハン ドブック~」において、基本的に被害者の状況は医師の診断によって判断すると されていることから、医師の診断書を確認した後、それぞれ重大製品事故の報告 を行うこととしていることが多い。その結果、事故の発生の事実は把握している ものの、重大製品事故の要件に該当するか否かの確認に時間を要するなど、事業 者が、事故を把握してから重大製品事故の報告を行うまでに長期間を要する場合 がある。

経済産業省は、上記ハンドブック等により、事業者に対し、重大製品事故の要 件に該当するか否かの判断が困難な場合においては、幅広に重大製品事故として 同省に報告するよう要請しており、また、非重大製品事故については、19年審議 官通知により、機構に報告するよう要請している。

今回調査した重大製品事故 316 件のうち事故把握日が確認できなかった 1 件を除く 315 件について、事故把握日から報告日までの期間を調査した結果、事故把握日を含む 10 日以内に報告されているものが 274 件 (87.0%) ある一方、11 日以上要しているものが 41 件 (13.0%) あった。これら 41 件のうち 32 件 (78.0%) は、事故把握日から起算すると報告までに 11 日以上要しているものの、事業者が重大製品事故であると認識した日から起算すると 10 日以内に報告されているが、残りの 9 件 (22.0%) は、事業者が重大製品事故であると認識した日から起算しても報告までに 11 日以上要している。

図表 1-17

また、上記の32件のうち、事業者が重大製品事故であると認識する前に事業者から経済産業省又は機構に当該事故が報告されているものは、14件(43.8%)となっている。これら14件について、事業者が事故を把握してから重大製品事故であると認識する前の時点で経済産業省又は機構に当該事故を報告するまでの期間をみると、11日以上要しているものが10件(71.4%)あり、非重大製品事故については、報告期限に係る定めはないものの、事業者は重大製品事故であると認識していないことから、迅速に報告されていない状況がみられた。

図表 1 - 18 図表 1 - 19

なお、事業者が重大製品事故であると認識した日から重大製品事故の報告までに11日以上要している9件については、事業者が重大製品事故報告・公表制度を承知していないことなどから報告期限を超過していたものであり、また、消費者庁が設置された平成21年9月1日から22年3月31日までの間に報告された重大製品事故782件においても、同様の理由から、報告期限を超過しているものが13件(1.7%)みられるなど、引き続き事業者に対する重大製品事故報告・公表制度の周知・徹底が必要と考えられる。

図表 1 -20

図表 1-21

エ 事業者による非重大製品事故の報告状況

機構は、情報収集した非重大製品事故について、全て原因究明を実施するとともに、消費者庁及び経済産業省と安全対策の検討を行い、必要があると判断されれば、技術基準の改正、事業者による製品のリコールに結び付けており、19年審議官通知に基づく機構への非重大製品事故の報告は、重大製品事故の報告と同様に、製品事故の再発防止、拡大防止及び未然防止のために重要なものとなっている。

今回調査した、重大製品事故が発生した 54 事業者の 81 製品について、平成 19 年 5 月 14 日から 21 年 6 月 30 日までの間における非重大製品事故の発生状況及び機構への報告状況について調査した結果、事業者が製品の回収等(注)に着手する

までの間に非重大製品事故が発生していたものが 10 事業者の 11 製品みられた。 これらのうち、事業者が最初の非重大製品事故の発生を知ってから機構に報告するまでに 30 日以上要しているものが 8 事業者の 8 製品みられた。さらに、これらのうち、7 事業者の 7 製品については、非重大製品事故が発生した都度機構に報告せず、複数の事故を一括して報告している状況がみられた。

図表 1-22

(注) 「回収等」とは、回収、交換、改修(点検、修理、部品の交換等)又は引取りをいう。

上記8事業者に対して、非重大製品事故の報告までに30日以上要した理由又は 複数の事故を一括して報告した理由を聴取したところ、

図表 1-23

- ① 経済産業省からの要請を受けるまで当該報告に対する意識が乏しかったこと (8事業者)
- ② 原因究明中又は原因が不明であったこと(3事業者)
- ③ 製品に起因しない使用者の誤使用等による事故と判断したこと(3事業者)
- ④ 被害の程度が軽微であったこと、人的被害の可能性がないと判断したこと(2 事業者)
- ⑤ 非重大製品事故の報告が任意であること (2事業者) 等であった (注)。
 - (注) 8事業者の中には、複数の理由を挙げている事業者がある。

オ 事業者から消費者庁への報告状況

消費者庁は、製品安全法の規定に基づく事業者からの重大製品事故の報告事案 及び消費者安全法の規定に基づく関係機関からの製品に係る重大事故等の通知事 案について、各担当者が同一事案か否かの確認を行っており、消費者安全法の規 定に基づく重大事故等の通知を受けているにもかかわらず、製品安全法の規定に 基づく重大製品事故の報告を受けていない場合、当該事業者に対して事実確認を 行い、製品安全法で定める重大製品事故であると確認したときは、報告を行うよ う当該事業者を指導している。

消費者庁は、消費者安全法の規定に基づき関係機関から通知された消費者事故等の公表について、平成21年12月9日に「生命・身体被害に係る消費者事故情報等の公表に関する基本要領」(以下「公表要領」という。)を策定、公表している。

今回、公表要領が策定、公表された平成21年12月9日から22年3月31日までの間に公表された消費者安全法の規定に基づく製品に係る重大事故等65件について、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告状況を調査したところ、22年6月1日現在、消防機関による原因究明の結果、製品に起因する事故と判断

され、消防庁が消費者庁に消費者安全法の規定に基づく通知を行っており、重大 製品事故に該当する事案であるにもかかわらず、事業者から消費者庁に製品安全 法の規定に基づく重大製品事故の報告が行われていないものが6件みられた。

なお、これら6件のうち2件は、事業者が事故発生日前に倒産しているものと、 製造事業者が日本法人ではない上、輸入事業者の特定ができなかったものであり、 いずれも消費者庁から事業者に対し製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報 告を求めることは困難であると考えられる。

カ 関係機関から消費者庁への通知状況

火災、死亡等を伴う製品事故が発生した場合、当該事故の発生現場等で現場検証や消火活動等に当たる警察機関又は消防機関は、把握した事故に関する情報をそれぞれ警察庁又は消防庁に報告し、当該報告を基に警察庁又は消防庁は、消費者安全法の規定に基づき消費者庁への通知を行っている。

(7) 警察機関からの通知状況

警察庁は、「消費者被害に係る事案認知時の対応について」(平成20年10月7日付け事務連絡)により、各都道府県警察に対し、消費者被害に係る事案を認知した場合は、直ちに同庁に報告することを求めており、当該報告に係る情報を基に、同庁が消費者安全法の規定に基づき直ちに消費者庁に通知することとしている。

今回、消費者庁が設置された平成21年9月1日から22年3月31日までの間に発生し、製品安全法の規定に基づき事業者が消費者庁に報告を行った重大製品事故(死亡に係るもの)9件(注)について、警察庁から消費者庁への通知状況を調査した結果、22年6月1日現在、消費者庁に通知されていたものはなかった。

これら9件は、関係警察機関から警察庁に報告されていなかったものであり、 その理由として、同庁では、関係警察機関が製品に起因しない使用者の誤使用 等による事故と判断したことを挙げている。

(注) 平成22年6月1日時点において、全て機構で原因究明中の事案である。

(イ) 消防機関からの通知状況

消防庁は、「製品火災に係る報告について」(平成 21 年 4 月 14 日付け消防予 第 154 号・消防技第 16 号・消防特第 67 号消防庁次長通知)及び「消費者事故 等の通知について」(平成 22 年 3 月 31 日付け消情報第 82 号・消安全第 78 号・ 消防総第 239 号消費者庁消費者情報課長・消費者庁消費者安全課長・消防庁総

図表 1 -24

図表 1-25 図表 1-26

務課長連名通知)により、各都道府県・指定都市に対し、各消防機関が消費者 事故等の発生を把握した場合は同庁に速やかに報告することを求めており、消 費者庁と協議の上で、当該報告において各消防機関が製品起因と判断したもの を消費者安全法の規定に基づき消防庁から消費者庁に通知することとしてい る。

今回、消費者庁が設置された平成21年9月1日から22年3月31日までの間に発生し、製品安全法の規定に基づき事業者が消費者庁に報告を行った重大製品事故(火災に係るもの)57件(注)について、消防庁から消費者庁への通知状況を調査した結果、22年6月1日現在、消費者庁に通知されていないものが47件(82.5%)みられた。これら47件の内訳は、①各消防機関から消防庁に報告されていないもの29件(61.7%)、②各消防機関から消防庁に報告されているものの、原因が特定されていないなどの理由により、消防庁から消費者庁に通知されていないもの18件(38.3%)である。

(注) 平成 22 年 6 月 1 日現在、17 件は製品起因の事故であることが確定しており、残り 40 件 は機構で原因究明中である。

各消防機関から消防庁に報告されていない29件について、関係消防機関にその理由を確認したところ、①消防庁からの上記通知に示されている報告対象に該当しないと各消防機関が判断し報告していないもの21件(72.4%)、②同通知に基づく報告対象に該当すると各消防機関は認識していたが、原因究明中であることなどから報告を行っていないもの8件(27.6%)となっており、これら8件のうち4件は、事業者により既に製品の回収等が実施されるとともに、機構等において製品起因の事故であると確定されているものである。

また、各消防機関から消防庁に報告されているものの、消費者庁に通知されていない 18 件のうち 13 件は、製品安全法の規定に基づく事業者からの重大製品事故の報告により、消費者庁が製品に起因する疑いがある事故として公表している。

このように、警察庁又は消防庁から消費者庁に事故の通知が行われていないも のがみられるが、これらの事故について、事業者は、製品安全法に定める重大製 品事故に該当すると判断し報告を行っている。

【所見】

したがって、消費者庁及び経済産業省は、消費者の安心と安全を確保するため、 製品事故情報の迅速かつ的確な収集を図る観点から、以下の措置を講ずる必要があ

図表 1-27

図表 1-28

る。

① 消費者庁及び経済産業省は、重大製品事故については消費者庁に、また、非重 大製品事故については機構に迅速かつ的確に報告するよう事業者に対し周知・徹 底することに関してより一層取組の充実を図ること。

さらに、消費者庁は、事業者が重大製品事故に該当するか否かの判断ができない案件については、同庁に迅速に相談するよう運用を明確化し、事業者に周知・ 徹底を図るとともに、相談があった案件の内容に応じて適切な事後措置を講ずる こと。

- ② 消費者庁は、消防庁を通じて消防機関に対し、事業者から消費者庁への製品安全法の規定に基づく報告が迅速に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、当該情報を迅速に事業者に連絡するよう協力要請を行うこと。
- ③ 消費者庁は、警察庁及び消防庁を通じて警察機関及び消防機関に対し、消費者 庁への消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知が的確に行われるよう、製品事故が疑われる情報を把握した場合には、幅広く迅速に警察庁又は消防庁に報告するよう協力要請を行うこと。

また、消防庁から通知される製品に係る重大事故等については、消費者事故等に該当しないことが明らかな事故以外は、幅広く迅速に通知されるようにすること。

④ 消費者庁は、関係機関からの消費者安全法の規定に基づく重大事故等の通知を 踏まえ、製品安全法の規定に基づく重大製品事故の報告を行っていない事業者に 対して適切な報告を指導すること。

図表 1-1 消費生活用製品等に関する規定等

- 〇 消費生活用製品安全法 (昭和 48 年法律第 31 号) (抜粋) (定義)
- 第二条 この法律において<u>「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される</u>製品(別表に掲げるものを除く。)をいう。

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 この法律において<u>「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち</u>、次のいずれかに該当するものであつて、<u>消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの</u>(他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができると認められる事故として政令で定めるものを除く。)をいう。
 - 一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - 二 <u>消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対す</u>る危害が発生するおそれのあるもの
- 6 (略)
- 「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説〜事業者用ハンドブ ック〜」(抜粋)
 - ◆消安法では、対象製品を限定的に列記していません。

<u>消安法では、私たちの身の回りで使用する製品のうち、消費生活用製品とならない製品のみを</u> 特定し、それら以外の製品はすべて消費生活用製品となることとなっています。

|食品衛生法【食品・添加物・洗浄剤】

消防法【消火器具等】

毒物及び劇物取締法【毒物・劇物】

道路運送車両法【自動車等】

高圧ガス保安法【LPガスボンベ】

武器等製造法【猟銃等】

薬事法【医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器等】

<消費生活用製品>

主として、一般消費者の生活の用に供される製品全般。

電気用品安全法【電気用品】※

ガス事業法【ガス用品】

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 正化に関する法【液化石油ガス器具等】※

消費生活用製品から除外されるもの

消費者生活用製品に含まれるもの(※一部業務用製品(液化石油ガス器具等にあっては供給設備に用いられている器具)は除外)

- (注) 経済産業省が平成 19 年4月に作成した「製品事故情報報告・公表制度の解説~事業者用ハンドブック~」を基に当省が作成した。
- (注) 下線は当省が付した。

図表 1-2 重大製品事故に関する規定等

○ 消費生活用製品安全法(抜粋)

(定義)

第二条 $1 \sim 5$ (略)

- 6 この法律において<u>「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し</u>政令で定める要件に該当するものをいう。
- 消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号)(抜粋)

(重大製品事故の要件)

- 第五条 法第二条第六項の政令で定める要件は、次のいずれかとする。
 - 一 一般消費者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生したこと。

イ 死亡

- ロ <u>負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治つたとき(その症状が固定したときを含む。)において内閣府令で定める身体の障害が</u>存するもの
- ハ 一酸化炭素による中毒
- 二 火災が発生したこと。
- 「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説〜事業者用ハンドブック〜」(抜粋)
 - 3 製品事故及び重大製品事故の定義(消安法第2条第4項及び第5項)
 - 3. 2 重大製品事故の要件:報告対象となる製品事故は?

消安法第2条第5項において、重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」と規定されています。

具体的には、以下の①及び②に示される危害が発生するような製品事故は、重大製品事故と判断されます。

- ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - 死亡事故
 - 重傷病事故(治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病)
 - 後遺障害事故
 - 一酸化炭素中毒事故
- ② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
 - 火災 (消防が確認したもの)
- 4 製品事故情報の収集・報告(消安法第34条及び第35条)
 - 4. 3 報告義務をどのように履行すれば良いのか?

(1) 事実の確認

(略)

(2) 重大製品事故の判定

次に、(1) に収集した事実から、消安法における重大製品事故に該当するのか判断します。

具体的には、

- ① 消安法の対象とする消費者生活用製品に該当するか?
- ② 製品欠陥による事故でないと100%いえるのか?
- ③ 危害の内容が、死亡、重傷病、後遺障害、一酸化炭素中毒又は火災のいずれかに該当するか?

で判断を行います。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-3 製品事故に関する情報の収集に関する規定

○ 消費生活用製品安全法(抜粋)

(内閣総理大臣及び主務大臣の責務)

第三十三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、その製造、輸入又は 小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一 般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。
- 2 (略)

(内閣総理大臣への報告等)

- 第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告の期限及び様式は、内閣府令で定める。
- 3 · 4 (略)

(権限の委任)

- 第五十六条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長 官に委任する。
- 2 (略)
- 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令(平成 21 年内閣府 令第 47 号)(抜粋)

(報告の期限及び様式)

- 第三条 法第三十五条第一項の規定による報告をしようとする者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について<u>重大製品事故が生じたことを知った日から起算して十日以内</u>に、様式第一による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。
- (注) 下線は当省が付した。

図表1-4 非重大製品事故の収集に関する通知

- 「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」(平成 19 年 4 月 9 日付 け平成 19・04・09 商局第 1 号経済産業省大臣官房商務流通審議官通知)(抜粋)
 - 2. 非重大製品事故の事故報告について(「NITE事故情報収集制度」について)
 - (1) 報告の対象
 - ① 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた製品事故のうち重大製品事故に該当しないもの(以下「非重大製品事故」という。)
 - ② 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故(ただし、製造事業者又は輸入事業者以外の者からの報告に限る。)
 - ③ 経済産業省の所掌に属する消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等
 - (2) (3) (略)

参考 事故情報の報告先一覧

1. 消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品

		消費者、販売事業者、設置工		
	制化击柴力,力,14公1 击柴力.	事事業者、修理事業者、関係		
	製造事業者又は輸入事業者	団体、地方公共団体(消費生		
		活センター等を含む。)等		
香 制卫東	(消安法に基づく国への	NITE		
重大製品事故	報告義務)	NITE		
非重大製品事故	NITE	NITE		

⁽注) なお、販売事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消安法第34条第2項に基づき、重大製品 事故が生じたことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければなら ない。

- (注)1 下線は当省が付した。
 - 2 本表の「NITE」は、独立行政法人製品評価技術基盤機構を指す。

図表 1-5 消費者庁設置以降における非重大製品事故報告に関する通知

○ 「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」(平成 21 年 9 月 1 日付け平成 21・09・01 商局第 2 号経済産業省大臣官房商務流通審議官 通知)(抜粋)

(略)

重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれており、当省は、重大製品事故情報と併せて、非重大事故情報を事故の再発防止のための重要な検討材料としてきています。今般、消費者庁が設立され、重大事故の報告については、経済産業省ではなく、消費者庁に直接報告いただくことになりました。一方、報告された重大事故の安全性に関する調査は消費者庁からの通知を受けて、引き続き経済産業省がNITEを活用しつつ、消費者庁と共同して行います。また、非重大事故についても、消費者庁と経済産業省の情報共有と消費者事故情報の一元化の観点を踏まえ、消費者庁からの要請(参考1)により、引き続き、事業者からはNITEに報告をいただき、NITEが事故情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に通知することになります(参考2「事故情報の報告先一覧」参照)。

(略)

参考2「事故情報の報告先一覧」

1. 消安法第2条第1項に規定する消費生活用製品

	製造事業者又は輸入 事業者	販売事業者(※3)リース 事業者(※3)、設置工事 事業者(※3)、修理事業 者(※3)、関係団体 等	消費者、地方公共団体 (消費生活センター等 を含む。)
重大製品事故	消安法に基づく国への報 告義務 消費者庁 消費者安全課	NITE (**1)	消費者庁 消費者安全課 (※2)
非重大製品事故	NITE (%1)	NITE (**1)	消費者庁 消費者安全課 (※2)

- (※1) 消費者事故情報の一元化の観点、及び、消費者庁からの要請を踏まえ、NITEが事業者等からの事故 情報を収集し、消費者庁及び経済産業省に連絡いたします。
- (%2) 消費生活センター、消防、警察等の機関については、消費者庁に報告いただくことになりますが、引き続き、事故情報の調査分析の迅速化等の観点から、NITEに対しても、併せて、情報提供いただくようお願いします。
- (※3) 販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者については、消安法第 34 条第2項に基づき 重大製品事故が発生したことを知ったときは、その旨を製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めな ければなりません。
- (注)1 下線は当省が付した。
 - 2 本表の「NITE」は、独立行政法人製品評価技術基盤機構を指す。

図表 1-6 非重大製品事故情報の機構から消費者庁への通知に関する要請文書

○ 「消費生活用製品による非重大製品事故に関する情報収集及び提供の要請について」(平成 21 年9月1日付け消安全第3号消費者庁次長から経済産業省大臣官房商務流通審議官あて通 知)(抜粋)

平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁及び消費者委員会設置関連 3 法が施行となり、消費者庁が消費者事故等に関する情報を一元的に収集し、消費者行政を強力に推進することになりました。また、これに併せて、消費生活用製品安全法については、同法第 35 条に基づく重大製品事故報告の受付、公表を消費者庁が行うこととなりました。

一方、重大製品事故の発生に至る以前には、数多くのヒヤリ・ハット事例や軽微な事故があるといわれており、重大製品事故の原因調査結果と併せて、非重大事故の情報や調査結果を事故の再発防止のための検討材料として活用することが重要であります。このような認識の下、消費者庁といたしましては、従前と同様に、経済産業省から事業者等に対する要請の文書を発出すること等により、(独)製品評価技術基盤機構が事業者等から非重大事故情報を収集して、事故の原因分析、再発防止に活用するとともに、消費者事故情報の一元化の観点より、(独)製品評価技術基盤機構から事故情報等を消費者庁にも通知いただきたく、ご協力方お願い申し上げます。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表1-7 消費者事故等に関する情報の通知に関する規定

○ 消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)(抜粋)

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

- 第十二条 <u>行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し</u>、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を<u>通知しなければならない</u>。
- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法 律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこ ととされているもの
 - イ 行政機関の長 内閣総理大臣
 - ロ 都道府県知事 行政機関の長
 - ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
 - ニ 国民生活センターの長 行政機関の長
 - 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)
 - 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前二号に該当する者を除く。)
- 4 (略)
- 第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限 (政令で定めるものを除く。) を消費者庁長官に委任する。
- 2 (略)
- 消費者安全法施行規則(平成21年內閣府令第48号)(抜粋)

(情報の通知)

第九条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、それぞれ

当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているものとする。

- 一 行政機関の長 内閣総理大臣
- 二 都道府県知事 行政機関の長
- 三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
- 四 国民生活センターの長 行政機関の長
- 6 (略)
- (注) 下線は当省が付した。

図表1-8 消費者事故等に関する規定

〇 消費者安全法(抜粋)

(定義)

第二条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
 - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に 掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、 又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるも のが事業者により行われた事態
- 6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
 - 一 <u>前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの</u>

○ 消費者安全法施行令(平成21年政令第220号)(抜粋)

(消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件)

- 第四条 法第二条第六項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。
 - 一 死亡
 - 二 <u>負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが</u> 治つたとき(その症状が固定したときを含む。)において内閣府令で定める程度の身体の障害 が存するもの
 - 三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

(消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することとなる要件)

- 第五条 法第二条第六項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 第二条第一号に該当し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

- イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものを除く。)、施設又は工作物の<u>消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その他の劣化が生じていたこと</u>。
- ロ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品(飲食の用に供するものに限る。)に、 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物若しく は同条第二項に規定する劇物、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十四条第一 項に規定する毒薬若しくは同条第二項に規定する劇薬又はこれらと同等の毒性若しくは劇 性を有する物質が含まれ又は付着していたこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、<u>消費者に窒息その</u>他その生命若しくは身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。
- (注) 下線は当省が付した。

図表 1-9 重大製品事故報告の受理件数 (平成 19年5月14日から22年3月31日まで)

(単位:件数、%)

	死亡		重傷		後遺障害	一酸化炭	火災	合計
		うち火災に		うち火		素中毒		
		よる死亡		災によ				
				る重傷				
ガス機器	33	27	36	18	0	31	508	608 (16. 1)
石油機器	40	36	14	8	0	10	481	545 (14. 4)
電気製品	40	33	105	5	2	4	1, 768	1, 919 (50. 8)
その他	65	0	546	4	10	0	81	702 (18. 6)
合 計	178	96	701	35	12	45	2, 838	3, 774
	(4.7)		(18.6)		(0.3)	(1.2)	(75. 2)	(100)

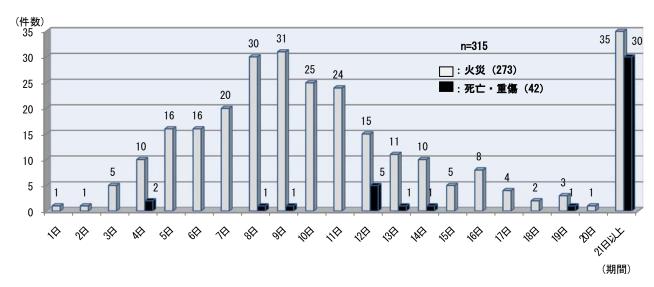
- (注) 1 経済産業省産業構造審議会消費経済部会第 15 回製品安全小委員会(平成 22 年 5 月 25 日)の資料を基に当省が作成した。
 - 2 火災による死亡又は重傷は、それぞれ「死亡」、「重傷」に含み、「火災」には含まない。
 - 3 一酸化炭素中毒による死亡又は重傷は、それぞれ「死亡」、「重傷」に含み、「一酸化炭素中毒」 には含まない。
 - 4 「重傷」の件数からは、「後遺障害」の数字を差し引いている。
 - 5 「死亡かつ重傷」の事故は、「死亡」のみに計上している。
 - 6 () 内は構成比である。

(参考) 機構における事故情報収集件数

年度	平成 19	20	21	合計
事故情報収集件数	7, 298	5, 440	4, 371	17, 109
(うち重大製品事故)	(1, 190)	(1, 412)	(1, 172)	(3, 774)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 平成 19 年度における「重大製品事故件数」は、平成 19 年 5 月 14 日から 20 年 3 月 31 日までの件数である。





- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表は、平成 19 年 5 月 14 日から 21 年 6 月 30 日までの間の重大製品事故から抽出した 316 件のうち、 事故発生日が不明な 1 件を除く 315 件について作成した。
 - 3 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。
 - 4 「事故発生日から重大製品事故報告日までの期間」の計算に当たっては、事故発生日及び重大製品事 故報告日をともに算入しており、同日のときは「1日」としている。

図表 1-11 製品事故の再発状況

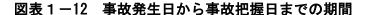
今回調査対象とした 54 事業者の 81 製品に係る重大製品事故 316 件のうち、事故発生日を把握できなかった 1 件を除く 315 件について、事故発生から重大製品事故報告までの間の製品事故の再発状況を調査したところ、60 件(19.0%)で再発している。

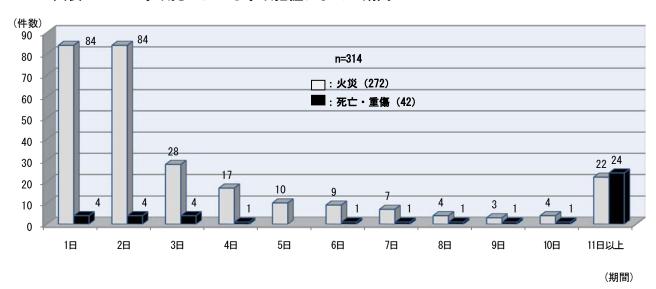
これら 60 件について、上記の経過期間別にみると、事故発生から重大製品事故報告までの期間が長くなるほど、製品事故の再発件数が増加している。また、重大製品事故報告 1 件当たりの製品事故の再発件数を、経過期間別にみると、事故発生から 10 日以下で報告された重大製品事故では 1.4 件の再発となっているのに対して、報告までに 21 日以上を要したものでは 6.9 件の製品事故が再発している。

(単位:件)

		事故発	生から重大製品事	事故報告までの期	間別
	区 分	10 日以下	11 日以上 20	21 日以上	計
			日以下		
重大	:製品事故件数	22	23	15	60
再	重大製品事故が再発	24	27	70	121
発状	非重大製品事故が再発	6	15	33	54
況	} 	30	42	103	175
重大	、製品事故1件当たりの製	1. 4	1.8	6.9	2. 9
品事	事故の再発件数				

(注) 当省の調査結果による。





- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表は、平成 19 年 5 月 14 日から 21 年 6 月 30 日までの間の重大製品事故から抽出した 316 件のうち事 故発生日が不明な 1 件及び事故把握日が不明な 1 件を除く 314 件について作成した。
 - 3 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。
 - 4 「事故把握日」は、事業者が単に事故の発生の事実を把握した日を指す。
 - 5 「事故発生日から事故把握日までの期間」の計算に当たっては、事故発生日及び事故把握日をともに 算入しており、同日のときは「1日」としている。

図表 1-13 事業者の事故情報入手先別件数 (重大製品事故 (火災))

今回調査対象とした 54 事業者の 81 製品に係る重大製品事故 316 件のうち、火災(火災による死亡又は重傷を含む。)として報告されたものは 273 件である。これらのうち事業者が事故の発生を把握した端緒について確認できた 156 件について、端緒となった者ごとに事故の発生を把握するまでの期間をみると下表のとおりとなっている。

表 事業者が事故の発生を把握した端緒(重大製品事故(火災))

(単位:件、%)

事故発生日から 把握日まで の日数	1日	2 日	3 日	4 日	5日	6 日	7 日	8日	9日	10 日	11日以上	計
情報入手先												
消防機関	20	26	8	4	1	2	2	1	ı	1	5	70 (44. 9)
使用者	8	8	3	2	1	-	1	1	-	-	2	25 (16. 0)
販売事業者	10	8	2	1	1	ı	1	ı	1	ı	1	24 (15. 4)
OEM先	1	3	1	-	-	1	1	1	-		9	15 (9.6)
警察機関	-	2	1	1	-	-	1	1	-	-	1	5 (3.2)
経済産業省	ı	ı	l	ı	ı	ı	1	ı	ı	ı	4	4 (2.6)
設置工事事業者等	3	1	-	-	-	-	1	1	-		1	4 (2.6)
機構	ı	ı	l	1	ı	ı	1	1	ı	ı	2	3 (1.9)
その他	2	2	1	-	-	-	-	_	-	1	-	6 (3.8)
計	44	50	16	9	3	3	4	2	1	2	<u>22</u>	156 (100)

⁽注)1 当省の調査結果による。

² 事故を把握した端緒を確認できたものは 157 件であるが、事故把握日が不明な1件を除く 156 件 について作成した。

^{3 「}OEM先」とは、相手先ブランド製造の製品における委託元事業者を指す。

^{4 「}機構」とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構を指す。

^{5 「}事故発生日から把握日までの期間」の計算に当たっては、事故発生日及び事故把握日をともに 算入しており、同日のときは「1日」としている。

図表 1-14 重大製品事故の要件(火災)に関する規定等

- 「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説〜事業者用ハンドブック〜」(抜粋)
 - 3 製品事故及び重大製品事故の定義(消安法第2条第4項及び第5項)
 - 3. 2 重大製品事故の要件:報告対象となる製品事故は?

消安法第2条第5項において、重大製品事故とは、「製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するもの」と規定されています。

具体的には、以下の①及び②に示される危害が発生するような製品事故は、重大製品事故と判断されます。

- ① 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故
 - 死亡事故
 - 重傷病事故(治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病)
 - 後遺障害事故
 - 一酸化炭素中毒事故
- ② 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの
 - 火災 (消防が確認したもの)

Q&A 重大製品事故の見極め

- 火災か、単なる発火事故なのか、判断に迷う場合はどうすれば良いのか。
- 答 <u>火災か否かの判断基準として、消防が火災と確認したことを一つの判断基準</u>としています。
- (注) 下線は当省が付した。

図表 1-15 消防機関の事故把握から事業者の事故把握までの期間

(単位:件、%)

期間	11 日以上 30 日以内	31 日以上	計
件数	10 (47.6)	11 (52.4)	21 (100)

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表は、事故発生日から事故把握日までが11日以上を要している重大製品事故(火災)のうち、事業者よりも消防機関が先に事故の発生を把握していた21件について作成した。

図表 1-16 重大製品事故の要件(重傷病(30日以上の要治療))に関する規定等

○ 「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説〜事業者用ハンドブック 〜」(抜粋)

Q&A 重大製品事故の見極め

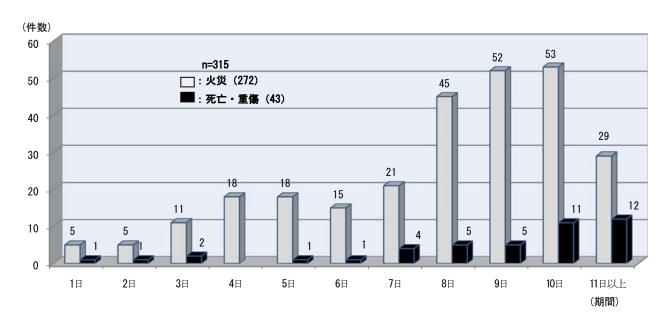
- 被害者の方から医師の診断書を見せてもらえず、重大製品事故の判断ができない場合には、重大製品事故の判定ができないことから、経済産業省への報告をしなくても良いでしょうか。
- 答 医師の診断書がないと重大製品事故か否か分からない場合は、被害者に十分説明を行い協力が得られるよう努めてください。それでも診断書を見せてもらえない場合には、重大製品事故が否定できないことから、分かる範囲で報告してください。
- 全治30日とは誰が決めるのでしょうか。また、事故報告後で、30日未満であることが判明 した場合や、軽傷で入院していたが最終的に死亡した場合など、どうなるでしょうか。
- 答 <u>基本的に、被害者の状況は医師の診断によって判断します</u>。事故が発生した際に、医師の 診断でおおむね何日間の治療を要するかが判断できます。

なお、経済産業省に事故報告後、治療期間が30日未満であることが判明した場合には、もはや重大製品事故に該当しないため、御報告いただいた事案は取り下げます。ただし、軽微な事故事例については、独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)に転送させていただきますので御協力をお願いいたします。

他方、軽傷であったものが、その後死亡に至った場合には、死亡したことを知った時点で 重大製品事故の発生を知ったことになるため、その時点から 10 日以内に報告してください。

- 警察、消防、病院等からの問い合わせで重大製品事故の発生を知ったものの、被害者や事故の詳細が把握できない場合であっても、製造事業者等は経済産業省へ事故報告をしなければならないのですか。
- 答 分かる範囲で事故報告をしなければなりません。
- (注) 下線は当省が付した。

図表 1-17 事故把握日から重大製品事故報告日までの期間



(注)1 当省の調査結果による。

- 2 本表は、平成 19 年 5 月 14 日から 21 年 6 月 30 日までの間の重大製品事故から抽出した 316 件のうち事 故把握日が不明な 1 件を除く 315 件について作成した。
- 3 火災による死亡又は重傷は、「火災」に含み、「死亡・重傷」には含まない。
- 4 「事故把握日」は、事業者が単に事故の発生の事実を把握した日を指す。
- 5 「事故把握日から重大製品事故報告日までの期間」の計算に当たっては、事故把握日及び重大製品事 故報告日をともに算入しており、同日のときは「1日」としている。
- 6 本表に計上しているもののほか、事業者の事故把握日を正確に確認できなかった(月は把握しているが日が不明)重大製品事故(火災)が1件みられ、当該事業者は、重大製品事故の報告までに 30 日以上要していたとしている。

図表 1-18 事故把握日から重大製品事故認識日までの期間

(単位:件、%)

期間	10 日以下	11 日以上 30 日以内	31 日以上	計
件数	10 (31.3)	12 (37.5)	10 (31.3)	32 (100)

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 「事故把握日」は、事業者が単に事故の発生の事実を把握した日を指す。
 - 3 「重大製品事故認識日」は、事業者が法令で定める重大製品事故の要件に該当すると認識した日を指す。
 - 4 「事故把握日から重大製品事故認識日までの期間」の計算に当たっては、事故把握日及び重大製品事故認識 日をともに算入しており、同日のときは「1日」としている。
 - 5 本表は、図表 1-17 に掲載する事故把握日から重大製品事故報告日までに 11 日以上要していたもの 41 件から、事業者が重大製品事故であると認識した日から起算すると 10 日以内に報告されているもの 32 件を抽出して、作成した。
 - 6 ()内は構成比である。

図表 1-19 事業者が重大製品事故と認識するまでに時間を要した主な理由(複数回答)

時間を要した主な理由	件数
消防機関において火災と確認されていることなどを把握するのに時間を要したため	21
被害の程度に係る確認に時間を要したため	10
消防機関が関与していないことから、重大製品事故と認識していなかったものの、経済	2
産業省へ相談した結果、重大製品事故として報告するよう要請されたため	
製品事故に該当しないと判断していたため	2

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表は、図表 1-18 に掲載する重大製品事故 32 件に係る 22 事業者について作成した。

図表 1-20 重大製品事故認識日から報告日まで 11 日以上要した理由

(単位:件)

理由	件数
重大製品事故報告・公表制度を承知していなかったため	3
事故の状況確認等に時間を要したため	3
起算日を参入していなかったため	1
閉庁日の場合は、翌開庁日に報告と認識誤り	1
特に理由なし	1

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表の「重大製品事故認識日」とは、事業者が法令で定める重大製品事故の要件に該当する事故であると認識した日である。
 - 3 本表の「重大製品事故認識日から報告日までの期間」の計算に当たっては、重大製品事故認識日及び報告日をともに算入しており、同日のときは「1日」としている。
 - 4 本表は、重大製品事故であると認識した日から報告までに 11 日以上を要している 9 件の重大製品事故に係る 9 事業者について作成した。

図表 1 - 21 重大製品事故認識日から報告日まで 11 日以上要した理由 (消費者庁設置以降)

理由	件数
重大製品事故報告・公表制度を承知していなかったため	6
事故の状況確認等に時間を要したため	3
閉庁日の場合は、翌開庁日に報告と認識誤り	2
起算日を算入していなかったため	1
調査日より10日以内に報告との誤り	1

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 本表の「重大製品事故認識日」とは、事業者が法令で定める重大製品事故の要件に 該当する事故であると認識した日である。
 - 3 本表の「重大製品事故認識日から報告日までの期間」の計算に当たっては、重大製品事故認識日及び報告日をともに算入しており、同日のときは「1日」としている。
 - 4 本表は、消費者庁の設置(平成21年9月1日)以降に、重大製品事故であると認識 した日から報告までに11日以上を要している重大製品事故13件に係る12事業者につ いて作成した。

図表 1-22 最初の非重大製品事故の把握から報告までに 30 日以上要した事例

(単位:日、件)

事業者	最初に非重 大製品事故 の発生をから 握してまでの 日数	左の期間における他の事故の発生状況 (うち、重大製品事故件数)	報告を行う契機となっ た事象	非重大製品事故の報告までに 30 日以上要した 理由又は複数の事故を一括して報告した理由 (複数回答)
A	133	7 (1)	重大製品事故の発生	・経済産業省から報告を要請されたため ・原因の特定に時間を要したため ・報告が任意の制度であるため
В	225	9 (1)	回収等の実施	・経済産業省から報告を要請されたため ・製品起因による事故ではないと判断したため
С	292	3 (1)	回収等の実施	・経済産業省から報告を要請されたため ・比較的軽微な事故であり、重大製品事故に至 る可能性が低いと判断したため
D	444	5 (3)	回収等の実施	・経済産業省から報告を要請されたため ・比較的軽微な事故であり、重大製品事故に至 る可能性が低いと判断したため
E	90	7 (1)	回収等の実施	・経済産業省から報告を要請されたため ・機構への報告は任意の制度であるため ・原因の特定に時間を要していたため
F	312	6 (1)	回収等の実施	・経済産業省から報告を要請されたため ・原因の特定に時間を要したため ・報告に当たっての準備に時間を要したため
G	43	3 (1)	重大製品事故の発生	・経済産業省から報告を要請されたため ・当初、被害者からの申出もあり、誤使用によ る事故と判断していたため
Н	59	0 (0)	回収等の実施	経済産業省から報告を要請されたため製品起因による事故ではないと判断したため

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 事業者H以外の事業者は、複数の非重大製品事故を一括して報告していたものである。
 - 3 事業者Hの事例は、重大製品事故の発生から回収等の開始までの間に非重大製品事故が発生していたものであり、この非重大製品事故の報告までに 30 日以上を要したものである。

図表 1-23 非重大製品事故の報告が遅延又は一括して報告した理由(複数回答)

非重大製品事故の報告が遅延又は一括して報告した理由	件数
経済産業省の要請を契機に報告したが、それまで報告に関する意識が乏しかったため	8
製品に起因しない使用者の誤使用等による事故と判断したため	3
原因究明中又は原因不明であったため	3
報告が任意であるため	2
被害の程度が軽微であったこと、人的被害のおそれはないと判断していたため	2
社内で報告に当たっての準備(報告書の作成等)を行っていたため	1

- (注) 1 当省の調査結果による。
 - 2 本表は、図表 1-22 に掲載する 8 事業者が非重大製品事故の報告までに 30 日以上を要した理由 又は一括して報告した理由について作成した

図表 1-24 消費者被害に係る事案の取扱いに関する事務連絡

○ 「消費者被害に係る事案認知時の的確な対応について」(平成 20 年 10 月 7 日付け警察庁刑事局捜査第一課特殊事件捜査室長、警察庁生活安全局生活環境課生活経済対策室長)(抜粋)
(略)

警察庁としては、捜査上の支障を考慮しつつ、事案概要等を関係府省庁に伝達することとなるが、各都道府県警察に当たっては、消費者安全情報総括官制度が創設された趣旨を踏まえ、消費者被害に係る事案を認知した場合は、警察庁刑事局捜査第一課又は警察庁生活安全局生活環境課への即報及び緊密な連携による的確な広報活動等について遺漏なきようにされたい。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-25 製品火災に係る報告に関する指示

- 〇 「製品火災に係る報告について」(平成 21 年4月 14 日付け消防予第 154 号、消防技第 16 号、消防特第 67 号)(抜粋)
 - 1 報告対象

(電気用品及び燃焼機器)

- (1) (2) (略)
- (3) 上記の電気用品及び燃焼機器の火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと 判断される場合及び原因を特定できない場合について報告すること。

また、使用者の使用方法の不良等(例えば、電熱器のスイッチを入れたまま放置したことによる火災、石油ストーブの燃焼中の給油による火災)に起因する火災など、製造者の責任ではないと判断される火災は、報告の対象に該当しないこと。

(自動車)

(火災に至らないもの)

電気用品、燃焼機器及び自動車に係る事故のうち、火災に至らないものであっても、周 囲の状況によっては火災になるおそれがあるものであって、製品の構造上の不備、欠陥に より発生したと判断される場合について報告すること。

- 2 報告書様式
- 3 報告時期

第一報については、<u>消防本部において把握した時点で、速やかに報告</u>すること。なお、第 一報後の事実関係については、判明次第随時報告すること。

- 4 報告方法
- 5 火災原因調査に対する技術的支援
- 6 その他
 - (1) (2) (略)
 - (3) 火災等事故報告にあたっての留意事項
 - ア 電気用品、燃焼機器及び自動車の火災事故の火災原因調査にあたっては、その構造、設備等が複雑であること等から、極力製造者等からの情報提供を受け、火災原因の迅速な究明にあたること。
 - イ <u>電気用品等の重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるものや自動車の車両の構造上の不備、欠陥に該当するもの又は該当する可能性があるものにあっては、当該製品等の製造者等に連絡・通報し、当該事実の確認や防止対策等についての意見の聴取等を行うこと。</u>
 - ウ 出火原因などを調査中の段階で速報した場合は、最終的な出火原因が確定した段階 で最終報を送付すること。
 - (4) (5) (略)
- (注) 下線は当省が付した。

図表 1-26 消費者事故等の通知に関する指示

「消費者事故等の通知について」(平成 22 年 3 月 31 日付け消情報第 82 号、消安全第 78号、消防総第 239 号)(抜粋)

(略)

消費者安全法(平成21年法律第50号。(略))においては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、都道府県知事及び市町村長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、原則として内閣総理大臣に通知(重大事故等については直ちに通知)することとされています(法第12条第1項及び第2項)が、その場合において、消費者庁長官が適当と認める方法により通知することで代えることが認められています(法第12条第3項第3号及び同法施行規則第9条第5項)。

これらの規定に基づき、<u>消防機関</u>(消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する機関をいう。ただし、消防団を除く。以下同じ。)<u>の収集した消費者事故等に係る情報については、消防庁において情報を集約し、消費者庁に通知</u>することといたします(略)。

つきましては、<u>貴管下における消防機関が、消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、担当部署間の連絡を密に図っていただき、消防庁担当課へ報告</u>いただくようお願いいたします。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-27 各消防機関が消防庁に報告していない理由(平成 22 年 6 月 1 日現在)

(単位:件、%)

報告していない理由	件数	左のうち、回 収等が実施さ れている製品 による事故
製品起因による事故ではないと判断したため	21 (72. 4)	0
報告対象であると認識しているものの、原因が特定されていないため	7 (24. 1)	4
報告先を取り違えたため	1 (3.4)	0
計	29 (100)	4

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 「回収等が実施されている製品による事故」は、平成22年6月1日時点において、回収等が実施されている製品に係る事故であって、当該回収等の契機となった事故と同一の原因による事故をいう。
 - 3 ()内は、構成比である。

図表 1-28 消防庁が消費者庁に通知していない理由(平成22年6月1日現在)

(単位:件、%)

通知していない理由	件数	左のうち、回 収等が実施さ れている製品 による事故
各消防機関において原因調査した結果、原因を特定できなかったため	9 (50. 0)	0
各消防機関において原因調査中であり原因が確定されていなかったため	8 (44. 4)	1
各消防機関において原因を調査した結果、製品起因による事故ではないと判	1 (5.6)	0
断されたため		
計	18 (100)	1

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 「回収等が実施されている製品による事故」は、平成22年6月1日時点において、回収等が実施されている製品に係る事故であって、当該回収等の契機となった事故と同一の原因による事故をいう。
 - 3 ()内は、構成比である。